

衆議院

総務委員会議録第四号

平成十三年十一月六日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 御法川英文君
理事 荒井 広幸君
理事 渡海紀三朗君
理事 田並 胤明君
理事 若松 謙維君
理事 赤城 徳彦君
理事 河野 太郎君
理事 佐田玄一郎君
理事 坂本 剛二君
理事 滝 実君
理事 野中 広務君
理事 宮路 和明君
理事 吉田六左門君
理事 伊藤 忠治君
理事 金子善次郎君
理事 武正 公一君
理事 中村 哲治君
理事 高木 陽介君
理事 佐藤 公治君
理事 矢島 恒夫君
理事 重野 安正君
理事 中田 宏君

総務大臣 片山虎之助君
総務副大臣 遠藤 和良君
総務大臣政務官 新藤 義孝君
総務大臣政務官 山名 靖英君
政府特別補佐人 中島 忠能君
(人事院総裁) 長 円谷 智彦君
会計検査院事務総局第五局長

政府参考人
(内閣官房内閣審議官
兼行政改革推進事務局
長) 西村 正紀君

政府参考人
(人事院事務総局総務局長
括審議官) 吉藤 正道君
政府参考人
(人事院事務総局勤務条件
局長) 大村 厚至君
政府参考人
(総務省人事・恩給局長) 大坪 正彦君
政府参考人
(総務省自治行政局公務員
部長) 板倉 敏和君
政府参考人
(総務省郵政企画管理局長) 松井 浩君
政府参考人
(郵政事業庁長官) 足立盛二郎君
政府参考人
(外務省大臣官房長) 小町 恭士君
政府参考人
(財務省理財局長) 松田 広光君
政府参考人
(厚生労働省大臣官房参事
官) 金子 順一君
総務委員会専門員 大久保 暁君

委員の異動
十一月六日

辞任

坂井 隆憲君 補欠選任 坂本 剛二君
横光 克彦君 植田 至紀君

同日

辞任

坂本 剛二君 補欠選任 坂井 隆憲君
植田 至紀君 横光 克彦君

十一月二日

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出
第一八号)
同日

元日赤救援看護婦に対する慰労給付金増額に關
する請願(鎌田さゆり君紹介)(第一七三号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第二三九号)
同(石井郁子君紹介)(第二四〇号)
同(小沢和秋君紹介)(第二四一号)
同(大幡基夫君紹介)(第二四二号)
同(大森猛君紹介)(第二四三号)
同(木島日出夫君紹介)(第二四四号)
同(児玉健次君紹介)(第二四五号)
同(穀田恵二君紹介)(第二四六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四七号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二四八号)
同(瀬古由起子君紹介)(第二四九号)
同(中林よし子君紹介)(第二五〇号)
同(春名真章君紹介)(第二五一号)
同(藤木洋子君紹介)(第二五二号)
同(松本善明君紹介)(第二五三号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二五四号)
同(山口富男君紹介)(第二五五号)
同(吉井英勝君紹介)(第二五六号)
同(金田誠一君紹介)(第二六八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出第二二二号)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出第二三三号)
地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出
第一八号)

○御法川委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に
関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括
して議題といたします。
この際、お諮りいたします。
両案審査のため、本日、政府参考人として内閣
官房内閣審議官兼行政改革推進事務局長西村正紀
君、人事院事務総局総務局長大村厚至君、総務省
人事・恩給局長大坪正彦君、総務省自治行政局公
務員部長板倉敏和君、総務省郵政企画管理局長松
井浩君、郵政事業庁長官足立盛二郎君、外務省大
臣官房長小町恭士君、財務省理財局長松田広光
君及び厚生労働省大臣官房参事官金子順一君の出
席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、
御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○御法川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。
両案審査のため、本日、会計検査院事務総局第
五局長円谷智彦君の出席を求め、説明を聴取いた
したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○御法川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○御法川委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。大出彰君。
○大出委員 民主党の大出彰でございます。おは
ようございます。

九月の二十五日でしたか、閉会中の審査で、人事院勧告について私は質問をさせていただきまして、完全実施を要求いたしました。閣議決定により速やかに法案を提出していただきたいと御要請をいたしましたところ、今回給与法案が出ておりますので、もちろん大賛成でございます。そして速やかに採決をし、かくのごとく執行していただきたい、そういう考え方を持っております。きょうは、人事院制度の根幹でもございます公務員制度改革について、それに絞りました質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、内閣官房の行革推進事務局において、本年三月に公務員制度改革の大枠が取りまとめられ、さらに六月には公務員制度改革の基本設計が決定され、現在、本年十二月の公務員制度改革の大綱の策定に向けて政府内で検討が進められているというところであります。公務員制度改革の問題は、公務員のみならず国民にとっても大きな影響を持つ事柄でございます。また、今後、国会においてこのことについて真剣に討議をしていかなければならない問題だと思っております。そこで今回は、この問題に関しまして、現在の検討状況を中心に行革推進事務局に御質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず一問目でございますが、既に十一月に入り、大綱策定まであと一カ月を残すところとなった現在、大綱策定までの期間を考えますと、相当詰めた議論が行われていて、対立点といえますか論点といえますか、そういう絞り込みも明確になっているのではないかと思います。関係省庁を初めとする各省庁やいわゆる職員団体との意見交換はどのように調整し、まとめていくのか、この点について行革推進事務局にお伺いいたします。

○西村政府参考人 お答えいたします。
公務員制度改革につきましては、国民の視点に立った行政の実現ということと、それから、公務員が使命感と誇りを持って国民のために働くという制度を確立したい、そういうことを目指して今検討しているところでございます。

今お話がございましたように、六月の基本設計に基づきまして、十二月を目途に公務員制度改革大綱という形のを策定すべく作業を行っておりますところでございます。もちろん、関係省庁とも十分協議をしております。また職員団体とも誠実に話し合いを行ってきるところでございます。既にこの間、大臣レベルでも七回、事務レベルではもう数十回にわたる組合との話し合いもやってきております。これからは各省庁また職員団体を初め幅広く関係者と意見交換を行いつつ、十二月の大綱策定に向けて努力をしていきたいと考えております。

○大出委員 ただいま職員団体とも意見交換をしておられることですが、実は、本年六月のILO総会で日本政府は、基本設計は使用者としての政府の案であり、制度の具体的な内容を決するものではなく、具体的内容の決定については、基本設計提示後も職員団体を初めとする関係者と誠実に交渉、協議するという旨明言しております。

ところが、来月には政府において大綱が決定されるという差し迫った状況にもかかわらず、依然として職員団体との実質的な協議が進展していないということでありまして、この十月には職員団体から、連合官公部門連絡会の再三の要求にもかかわらず、依然として日本政府は交渉、協議に応じていないとして、再びILOに実情を報告したと実は伺っております。どうも今のところではないかと思っております。この点、早急に個別項目について職員団体との具体的な交渉に臨むように、強く強く申し入れたいと思っております。

次に参ります。労働基本権問題についてお尋ねいたします。
一部報道によりますと、十月二十六日の自民党行革推進本部と政府の行政改革推進事務局の会合の場で、公務員に労働基本権を付与しないという方針で一致したという報道がございまして、これは事実でございましょうか。
○西村政府参考人 お答えいたします。

今、議員御指摘の報道につきましては、そのような事実があるとは聞いておりません。

いずれにいたしましても、人事院制度につきましては、内閣、各府省の人事管理体制の確立ということを検討しておりますが、それとの関連で、人事院制度の見直しを行っていく必要があると考えております。

また、基本権の制約のあり方につきましても、今、給与制度を初めとする勤務条件の制度の具体化に向けて検討しておりますところでございます。そういうことの中で基本権制約のあり方も検討していくべきものと考えております。

○大出委員 そういう事実はないと。某新聞に書いてあったわけですが、そういうことは無いということですね。そうだとすると、労働基本権を付与しないと決まったわけではございませんので、十二月までに公務員に労働基本権を付与することもあるというわけでございますね。

実は、今大変、労働基本権の回復ということで、きのうも公務員労働者が五千人も国会の請願に来ていたところでございまして、私は、この際、ぜひ労働基本権を回復いたしますか、付与することを決めていただきたいと実は要望したいと思っております。

長い歴史的な議論になって、この場だけで簡単に議論を尽くせないわけでございますし、また時間もあります。もともとの公務員制度改革が唱えられた初めのころには、新聞報道等で、後でもこういう話をしますけれども、労働基本権付与という形で新聞報道されたわけですね。やはり長い歴史的な経過がございまして、ああ、いよいよ、やっと公務員にも労働基本権を付与するのかなと期待したわけですね。その期待が高まっている中で、公務員制度改革でございます。だから、私はぜひそれをお願いしたいと思っております。

もとも憲法二十八条の権利に公務員も民間も書いてございまして、団結する権利並びに団体交渉その他の団体行動権を認めているわけでございますので、権利と書いてある以上は原則認める、

認めて、そしてそれを制約するかどうかというのは後からついてくる話でございますので、認めるべきだと思っております。イギリスやフランスでも三権を認めております。ただ、イギリスの場合には三権とも認めていますが、フランスは協約締結権はないということでございしますが、認めていくべきではないかと思っております。

さらには、国鉄が民営化されたり、専売公社が民営化されたとすると、即ストライキ権を認めているわけですので、その辺の垣根はないことであるので、この期に及んで、やはり認めるのが筋ではないかと強く御要望をしたいと思っております。

それでは、三つ目の質問に参ります。
労働基本権制約のあり方というものは、先ほど言ったように憲法二十八条の問題でもございますが、国家の基本的な枠組みにかかわる問題であるとともに、公務員制度全体のあり方を左右する重要な問題でございます。また、国民生活にも影響が及ぶ問題でもございます。したがって、国民的視野に立つて、開かれた場で真正面から議論すべきだと思っておりますが、行政推進事務局のお考えをお聞かせください。

○西村政府参考人 お答えいたします。
労働基本権の問題は、先ほども申しましたように、給与制度を初めとする勤務条件に関する制度を具体的にどのようにしていくかということが明らかになった段階で、基本権制約のあり方も検討していく必要があるものと考えております。

検討に当たりましては、今お話がありましたように、非常に重要な問題でございますので、職員団体を初め各方面との意見交換を含めて、幅広い議論を行っていく必要があると考えております。

○大出委員 ぜひこの問題、本日は十二月まで時間がないわけなんです。長年にわたる議論があったことでもございまして、本当に国の根幹を変えてしまいかもしれないような、あるいは民間のみならず、公務員の皆さんの活力にもかかわってくる問題ですので、やはりこれは国民的な議論をして、しかるべく決めていくべきではないかと

実は思っております。

次に質問させていただきます。

基本設計を読ませていただきました。私は大変危ないという気がいたしました。というのは、先ほども申し上げたように、公務員制度改革と言われ始めたところには、新聞報道等で、公務員に労働基本権を付与するんだ、こうあったわけですね。ところが、基本設計では、給与等の勤務条件について、人事院の役割を減らして、各大臣の給与決定権限を強くするというような考え方のように見えるわけなんです。

そうなりますと、さっきの新聞報道で基本権は付与しないというのは違うんだとおっしゃるんですが、仮に労働基本権を回復しない場合が基本設計の中であつた場合、労働基本権は回復しないのに、基本権制約の代償機関である人事院の役割は減らされてしまひまして、職員の重要な勤務条件である給与使用者が一方的に決めるということが起こってしまうわけですね。

そうすると、これはやはり最高裁の判決、つまりは全農林警職法事件で構いませんが、その判決に照らしても、憲法に反するのではないかと実は危惧をするんです。労働基本権をもし回復しないのであれば、これまでどおり、やはり労働基本権制約の代償機関であるところの人事院が勤務条件に関する基準の設定を行うということにしなければ、憲法の関係でも問題が生ずることになると思うんです。

私は、基本的には労働基本権を回復すべきだと思つていますが、この点について行革推進事務局のお考えをお伺いしたいと思います。

○西村政府参考人 お答えいたします。

今回の公務員制度改革の基本設計の考え方は、各府省が主体的に組織、人事制度の設計、運用を行つていく、また内閣が責任を持つて国家公務員制度の企画立案機能を發揮していくべきだということです。これが基本にあるわけでございます。しかし、現在の人事院が、職員の救済機能とか労働基本権制約の代償機能というさまざまな機能を担つてい

ということも事実であり、また、こういうことを十分認識をしております。

したがいまして、これから具体的な勤務条件に関する制度の検討を進めていく中で、今の人事院の機能も十分踏まえまして、人事院の組織、役割の見直しを検討していく必要があると考えております。

○大出委員 労働基本権の付与ということがやはり重要だと思つておられて、どうも、マスコミ報道を通じてアドバルーンだけは上がつていますが、アプハチ取らずといひますが、改革し終わつてみたら、今の人事院勧告制度といひますか人事院制度よりも、いわゆる公務員労働者の権利が弱くなつていくといひますか、少なくとも政治的なことは憲法政治といひますか、意味をなさないといいますか悪くなつていくことになるので、やはりそこところは十分考へていただきたいと申し上げたいと思ひます。

私も再三申し上げていますが、ぜひ労働基本権を回復するという視点で物を考えていただきたいと御要請をいたしておきます。

次に参ります。

基本設計では、I種試験について合格者を大幅に増加させるということを実は言つております。ただ、私は、それをやりますと、情実任用といひますか縁故採用といひますか、そういったものがふえるのではないかと危惧をしていまして、そういうような改革であるならば、しない方がいいだらうと思つています。

また、I種の合格者を大幅に増加させますと、I種試験とII種試験を重複して受けまして、残念ながらI種に落ちたけれども、II種の方に採用されるということが起こるわけですね。そうすると、今まで以上に、I種は合格したんだけれども採用されないでII種だという人がふえてくるわけですね。I種とII種の昇進等の差をつける合理性が問われてくるのではないかと実は思つております。そうだとしますと、むしろ、I種、II種という試験区

分の廃止に向かうのが筋ではないかと思うのですが、この点について、行革推進事務局のお考えをお伺いしたいと思います。

○西村政府参考人 お答えいたします。

まず、I種試験で筆記試験段階の合格者が大幅増加ということでございます。

これは、各省業務の実態に即して本当に必要な人材を確保するという観点から、やはり人物本位で採用ができるようにという観点から、筆記試験段階の合格者の増加ということを基本設計で言つておるわけでございます。しかし、当然、公開平等、成績主義の原則ということも十分配慮する必要があるということも基本設計で言つておりました。情実採用につながるようなことはないと考えておりますし、そういうことがあつてはいけな

と思つております。

それから、I種合格者でのII種がふえるということが問題ではないかということでございますが、I種試験の合格者でII種に採用されるという人もあるのかもわかりませんが、直ちにI種合格者をふやしたからそういう人がふえるということでもない。また、現実には各省で今でも重複合格者がいるということは承知しておりますけれども、それは各省でその人の資質や能力を勘案して採用されてい

それから、採用制度につきましては、採用は、I種、II種等今の制度で当面はやつていく必要があるけれども、その後の昇進等については、そういうことにとらわれないようなやり方でやるべきだということも基本設計で言つておるところでございます。

○大出委員 わかりました。

時間がもうありませんので、最後に天下りについて、この前も質問いたしました。きょうは質問ではなく意見を述べさせていただきます。

幹部公務員を中心とした天下りの問題に対し、国民の関心は大変強く、三月の大枠で、大臣の直接承認制を導入し、人事院の事前承認制度を廃止するとの方向性が示されて以来、マスコミからの

批判が高まり、六月の基本設計後、一段と批判の声が高まっていることは御承知のとおりだと思います。天下り問題に関する国民の批判は、単に民間企業への再就職だけでなく、特殊法人や認可法人、公益法人への再就職やそれら特殊法人等における高額の報酬や退職金に及んでおります。

民主党は、ほかの野党と共同いたしまして、特殊法人等への天下りも対象とする天下り禁止法案や特殊法人等の役員の報酬、退職金の見直し法案を前国会に提出いたしました。そして、天下り問題に厳しく対処しようとしております。この法案につきまして、マスコミや有識者から高く評価されてい

政府においても十分重く受けとめていただくよう申し入れをさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○御法川委員長 次に、松崎公昭君。

○松崎委員 おはようございます。

本日は、公務員の給与問題の法案の審議でございますが、給与面から待遇面から公務員をサポートしていく、それはそれで大変有意義なことでありますが、残念ながら、今回取り上げさせていただく問題は、いわゆる公務員の、国民に対してやはり全体の奉仕者である、そういう基本的な視点からもう一度この公務員制度を見直さなければならぬ。そのうちで特に、今委員会の総務省、総務省は特に人事管理を担つております旧総務府もあるわけでありまして、そしてまた、総務省、今回のたぐさんの、特に郵政関係の問題点があるわけでありまして、この辺をしっかりと姿勢を正していき。これが公務員の、制度面から今検討しておりますが、信頼という点で、我々はしっかりとチェックをし、特に今回、郵政庁関係でありまして、やはり公社化に移行しようといひま

から、さまざまな郵政事業庁を中心とした問題点、高祖問題もしかりであります、その辺を少し広げて質問をさせていただきたい、そんなふうに思っております。

最初に、前回は扱いましたが、関西の近畿郵政局を中心とした高祖違反問題に関連して御質問をさせていただきたいと思っております。

この選挙違反の問題であります、これは相当の部分で服務違反、そういう関連があるのではないかと思っております。今回の摘発というのは、公選法を中心として摘発されておりますが、実際を見ますと、例えば、国家公務員法の九十六条、九十九条、百一条、百二条、それぞれ、服務規程でありますとか信用失墜あるいは職務に専念する義務だとか政治的行為の禁止でありますとか、こういう部分にかなり抵触をするということを、今までの報道やら、私の前回の質問でも明らかにしたわけでありまして。

この辺の問題で、今回の処分は公選法違反の関連の処分だというふうには聞いておりますが、そのほかにも、今回の高祖さんを中心とした、この十六名の逮捕者を中心とした、選挙違反事件にかかわる、公務員として時間内に選挙運動をやっておりますたり、あるいは庁舎の中からいろいろな指令を出してみたり、非常に服務規程に関連する部分がある。その辺に関して、長官はお考えになったことがあったのかどうか。公選法違反だけの処分を中心に行ったのかどうかをお尋ねいたします。

○足立政府参考人 さきの選挙違反関係の処分につきましては、国家公務員法の八十二条第一項によりまして、関係職員に事情を聴取いたしまして処分を行ったところでございます。具体的に八十二条の第一項一号では、法律等に違反した場合というのがございますが、今回の処分につきましては、これらに該当するものとしたしまして、信用失墜行為の禁止、法令に従う義務あるいは職務に専念する義務に違反する行為があったとして問責を行ったところでありまして、いわゆる百一条

政治的行為の禁止ということも含めておりません。

○松崎委員 百二条の件は、浅尾質問で随分大臣とも参議院でやっております。非常に公選法違反だからということでした。しかし私は、今おっしゃった八十二条の関連と九十六、九十九、こういうことでは、人事院の方からも指針が出ておると思うんですよ。それでいきますと、もつときつくなる。

つまり、なぜかといいますと、この中に、十日以上の、選挙が終わってから逃げていたり、そういうことが四人、六人ぐらいですか、あるんですね。これは無断欠勤みたいなものなんです。これは、捜したけれども、ちよつとこへ行つたかわからない。一応一人は有給休暇を出したとか言っておりますけれども、かなりの方々がメルパルクへ逃げ込んだり、いろいろなことをしているんですけれども、十二日間欠勤、十六日間欠勤、二十日間欠勤、こういうのがあつたんですね。

こういう問題からしますと、この中で訓告の方が多いいですね。ですから、これはこの人事院の懲罰の標準でいきますと、十日以内でも休みますと減給か戒告。それから、十一日から二十日以内になりますと、停職、減給になつていくんですね。こういうので、今の八十二条に当てはめて国家公務員法の問題でやつたとしたら、本来もつと重くなるはずですね。これはいかがでしょうか。

○足立政府参考人 お答え申し上げます。一部の報道で、そういった雲隠れをしたといったような報道がなされたということは承知しておりますけれども、そのようなことが具体的に事実関係としてあつたかということにつきましては、承知しておりません。

なお、今般の近畿郵政局管内の公職選挙法違反に係る問題につきましては、郵政局といたしましても、警察、検察の捜査には、職員が参考人として事情聴取を受ける際の日程調整、そういったことなども含めまして、できるだけの協力はしてきただというところでございます。

○松崎委員 詳しく、この方々の出勤状況というのをまだいたいておりませんからあれですけれども、新聞報道云々といひましても、大体、実際に逃げ隠れて何日間もたつてから逮捕されたことは事実なんですね。選挙違反をやりまして、この前も言いましたように、私どもはその辺のプロですから、必ず逃げ回るんですよ。それで、ちゃんと中央から指示を出しながらやるんですよ。それで、何日間か、実際に二十日間も休んでいる人も、小山さんなんか、いるんですよ。

だから、これを実際に認定すれば、今言つたようなことは甘過ぎるということが出てくるわけですから、これはまた後ほどしっかりとやつていただかなければならないと思っております。

人事院の方、こういうことはどうなんでしょう。今、公選法違反以外にも服務規律違反があつたというふうには認定しているわけですから、この辺の処分内容を、重いんだか軽いんだか、あるいは政府ではチェックするところはないんですか、人事院としては、規則をつくるだけなんですか。

○中島政府特別補佐人 現在の国家公務員法上は、郵政事業、いわゆる国営企業ですが、国営企業に従事する職員につきましては、人事院の調査権とか懲戒権というのが適用されないようになっておりますので、私たちの方ですらういことについて調査するとか、あるいはまた、懲戒について相談に法律上あずかる、そういうような建前になつておりませんので、今お尋ねの件については、私たちはこういう場でしっかりと答えることができないと思ひます。

○松崎委員 今、私がお尋ねしたのは、各省でありますね、この前外務省も財務省もやりました。そういうことに対して、政府のどこかの機関で、それが本当に重いのか、正しい処分だったかどうかという判断をする場所はないのかということ、この件じゃなくて一般論で結構ですから。

○中島政府特別補佐人 各任命権者の方でおやりになるということ以外には、現在の国家公務員法

上の体系ではございません。

○松崎委員 今回の高祖事件のような選挙違反関係で処分が、今までに日本の省庁の中で国家公務員が選挙違反に絡んでこういう大きな事件になつたという具体例はございますか。人事院で御存じの範囲で結構です。

○中島政府特別補佐人 選挙違反に限らず、懲戒処分をするときには処分理由説明書というのを本人に交付することになっております。処分理由説明書が本人に交付されますと、その写しが我々の方に届け出られますけれども、私たちの方では、その保存権というのがございまして、それを見る限りにおいてはございせん。例はございせん。ただ、長い間こういう仕事をしておりますと、時々そういう話を聞きます。したがって、相当昔だと思ひますけれども、幾つかの例はあつたというふうには思ひます。ただ、それがどういふような件で、どういふような懲戒処分であつたかということとははつきり記憶いたしておりませんけれども、おぼろげに申し上げますと、たしか選挙違反関係では減給と戒告ということではなかつたかというふうには思ひます。

○松崎委員 ありがとうございます。大臣、足立長官なんですが、この前の質問でも、第四事業は一応は知つておられたようですね。この人事院の規定でいきますと、先ほどは多分現業の問題だつたと思うんですね、現業。長官とか局長というのはそうじゃありませんね。そうなりますと、この人事院の規定でいきますと、非行の隠ぺい、黙認、これは多分、足立長官に関しても、DM事件も含めまして、そうなるんですけれども、今回の大きな、局長が逮捕されるという前代未聞の大きな事件であります。これを知らないわけはないんであります、非行の隠ぺい、黙認、こんなことになるんではないかと私は思ひますけれども、これでいきますと、免職になつちゃうんですね、この規定でいくと。大臣、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 処分につきましては、もう松崎

委員の御承知のとおりですが、検察の方が、司法当局、刑事処分の判断をしましたね。ただ、二人についてはこれから公判ですから、そういう二人を除きまして、これは起訴休職にいたしまして、残りについては、国家公務員法に基づく行政処分を行ったわけでありませう。

そこで、今の人事院の標準例ですけれども、今言われましたように、これには指導監督不適正というのと非行の隠べい、黙認、こういうのがありますが、この非行の隠べい、黙認じゃないかと、長官や局長が。局長は当事者ですけれども、長官の場合には、この非行の隠べい、黙認というのは、部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠べいし、または黙認した職員、こういうことになるわけで、これは私は、長官は当たらないと思います。

そこで、我々は指導監督不適正という判断で処分したわけでありますが、この場合の職員は減給または戒告なんです。減給の方が重いんです。減給または戒告。そこで、減給をどうするかというのをいろいろ考えまして、ほかの省庁の例その他も考えまして、最終的には、御承知のように、減給十分の一、三カ月、こういう判断をいたしたわけでありまして、私としては、適正なものであった、こういうふうと考えております。

○松崎委員 もう長官とか局長クラスになりますと、今、私はたまたま出しましたけれども、標準でやるのは職員さんでありまして、もっと重い責任が国民に対してあるんですね。それを監督する大臣にも、やはりそれはあるんですね。

そうなりますと、この基準で云々当てはめてというの、ちょっと私、言いましたけれども、本来そうじゃないと思うんですね。これだけの大きな信用失墜を起こした、先ほど、冒頭に言いましたように、総務省というのは、そういう点では、もちろん郵政事業を総括するし、国家公務員を指導する旧総務庁も入っているんだと。そしてまた、この選挙に関しても、総務大臣は直接責任を持っている、公選法等ですね。そういう立場で、ほか

の省庁とは違うんだ。そこでこれだけ大量な局長が逮捕される。これはやはりこの基準だけではどうにもならぬ話ではないか、そんなふうに思っています。まだまだ、これからいろいろ、時間があると思いますので、再考をお願いしたい。

そしてまた、全庁的な、全省的な本格調査をしないというお話がありましたけれども、この前、渡し切りでは十二月末までやるというお話でしたけれども、私は、ここまで勤務規程違反もたくさん出てきているとなると、後ほどまたDM事件もちょっと出しますけれども、これも大変ひどい事件でありまして、こういうものがたくさん重なっている、そういう点では、本当に、さっき言いましたように、郵政公社化になるんですから、今までのうみをしつかり出す、そのためにも調査をするんだ、その意思は、大臣、ございますか。

○片山国務大臣 委員が言われますように、二年後には公社化するということが決まっておりますから、その前に体質を強化する、特に経営体質を強化するということで、今全力を挙げて経営の刷新に取り組んでおりますけれども、同じように、今回こういう事件を起こしましたので、勤務規律の方の徹底も期してまいりたい。そういう意味で、郵政監警局に特別監察を勤務規律についてもやってもらおう、こういうふうな考えております。再発防止と綱紀粛正には今後とも全力を挙げていきたい、いい形で公社に移行して、国民の信頼を取り返したい、こういうふうな思っております。その点はぜひ御理解を賜りたいと思います。

○松崎委員 今、監察の話が出ました。私は、前回も扱ったDM事件、ちょっと調べてみましたら、大変な、組織上の問題、それから民営化の波もありますから、特にDM、いわゆる広告郵便物というのが競争が激しくて、そういう背景がたくさんあります。しかし、お話を監察が分びどのんじやないんでしょうか。このDM事件というのは、びっくりしましたね、去年でも全国で四十億通、DMを年間扱っているらしい。こういう事件かという、簡単に言

えば、東京でたくさんDM出しますから、そこで元請があつて、そこからわざわざ関西まで持つていって、一晩で二十五台、トラックで持つていくんですね。十トントラックで五百万通運んで、向こうで下請がいまして、そこがまた特別な局へ持つていくわけですよ。そうすると、その特別な局には協力者というのがいまして、そこで持ち込んだものの一割ぐらいの確認をして、つまり、一割ぐらいのお金しか払わない、あるいは何分の一かのお金しか払わないでどんどん出していく。そこでピンはねが何カ所かで起こるんですね。ルートが二つあるそうです。エンデバー事件という、エンデバーという会社、それから郵和という事件。これは二通りある。両方で五十局ぐらいが、近畿郵政局だけでも関係していた、こういう事件なんです。

それで、私がこの前ちょっとお話ししまして、平成十年の秋にエンデバー関係で摘発をした、これは確かに監察をやりました。でも、それ以上立件しないので、そして、警察とかかわりませんけれども、司法当局とも相談の上で立件を見送って、二十六人の処分にした。実は、このときずっと進行しているんです、この両方の事件が。エンデバーの、それぞれの局のかんりの方々が関係をし、いろいろをもち、一人大きいのは、大津中央局課長の伊藤さんというのは、収賄で四千万ですよ。関西で下請をやっている郵和の事件の社長は、五年で十億円も手にしている。OBも多数入っている。

何でこんなことが起こったかという、結局、さっき言った民間との競争もあるでしょう。あと、ノルマなんですね。各局に与えているノルマ、平成十二年のノルマが、全国で二兆一千億、近畿郵政局で三千六百八十二億円、これを各局に与えるわけですね。そうすると、やはり競争が激しいから、多少目先の数字に追われて、ほかの局に奪われちゃうんですね。ですから採算を度外視して、幹部も含めてでしょう、これだけ、百七十二人の処分を受けているわけですから、こういうことで、

大変な汚職事件なんです。

だから、問題は、このとき、十年の秋に一回調査して、姫路局なんかは十一人も課長と一緒に実行者が一応取り調べを受けているんですね。このときに甘くやったわけですよ。非常に甘かったわけですね。本部にも相談したけれども、これ以上表に出すともういからというので隠した。それで二十六人だけ処分をして、ところが、これは大がかりな事件でございますから、たくさんいるわけですね。だから、私は、この捜査をしたとき、わかつてはだと思いませんよ。

だから、これが監察のやり方なんです。内部でも言っています。監察というのは非常に甘い捜査だということを言っております。この点で、こういう問題を起こす、監察も含めて、関西のDM事件はこういうことだったんですね。

ちょっと質問しますけれども、このとき、高祖さんが局長のときに、司法当局の判断もいたしたい適切に処理した、最初の平成十年ですね、こういう答弁をされておりましたけれども、これは警察なんですか、司法当局と相談というのは、

○足立政府参考人 お答え申し上げます。これは一般論としてでありまして、郵政監察が捜査する場合は、事件の内容にもよりますけれども、検事と相談しつつ行っているところでありまして、犯罪容疑が認められた事実を認知した場合に、郵政監察がみ消すということはできないということを申し上げたところでございます。

なお、御質問の件であります、具体的な捜査内容については申し上げられませんが、当時、郵政監察は厳正に捜査を尽くしておりましたが、結果として立件に至らなかったというもので、決してみ消したということではございません。

○松崎委員 いや、私は、きょうはみ消しとは言っていないよ、み消しとは言っていないよ。要するに、非常に甘かったということですね。ただ、新聞報道だと、そのときに東京へ、本庁に行ってもみ消しらしい方策をしたんだ、議員さん対策だとか、そんなことが出たということをお話

しただけであります。要は、残念ながら、監察は非常に甘いということが現地でも言われております。

さて、この問題で、やはり割引制度だとかノルマが非常に温床になっているというふう言われております。非常に競争が激しくて、結局、多少目こぼししても、幹部の課長とか、かなりの人たちが一緒にあって、ぐるぐるといたわけですから、五十万通持つてきても、それを一割でチェックして、あとは全部通過させてしまう。またもとへ、それが東京へ戻るんですって、これは私、全国的にやっているんじゃないかと。かなり全国的に、大なり小なりあるらしいですね。

そうなりますと、これもやはりきちっと調査をするべきだと思うのですけれども、DM事件のその後の調査というのはやられているのですか、全国的に。

○足立政府参考人 近畿につきまして、こういったDM事件が発生いたしましたことの反省に立ちまして、全国的にこういったことを二度と起こしてはならないということで、対策をとったところでございます。

具体的に申し上げますと、大量にトラックで郵便物を提出する場合につきまして、従来は料金を収納してから通数を検査するといったような手続にしておりましたけれども、今後は、必ず通数を検査した上、料金を収納するというものを行うといったようなこと。また、従来は把束換算と推計するということもやっておりましてけれども、今後は、いわゆる重量換算、計器に基づきまして正確な通数を把握するというものにしていただいております。

このために、ある程度大きい局に提出してもらう必要があるということで、全国的にも約二百四十ぐらいの郵便局を指定いたしました。こういう大量郵便物を引き受けるなどの措置をとったところであります。

また、先生から御指摘がありましたとおり、営

業に熱心になる余りといいますが、そういったことが過熱をしてこういった事件を起こす結果になったのではないかとあります。確かにそのような点もないとは言えないということ。このように郵便局同士が郵便物をとり合うといいますが、そして業績を競い合うというふうなことは、こういう大量郵便物につきましては行わないようにやろうということで、これらにつきましては、この事件の反省にかんがみ、改めて全国に通達をし、指導を徹底しているところでございます。

○松崎委員 今後のことはちゃんとやらなきゃいかぬと思います。私は、しつこく言うようですが、結局、第一回目のこのとき、実は、二十六人と百七十二人と、四人ダブっているんですね、処分が。これは四人ダブっているんですよ。ということは、やはり、これだけ大きな事件ですから、関西の近畿郵政局の中で大変な方々が、最悪でもこれは約二百人ぐらいですね、二百人ぐらいがかかわっていたということですね、処分された人だけでも膨大な事件なんですよ。

ですから、このときに、やはりきちっと、甘かったんじゃないかということも言ったと同時に、このとき足立さんも局長だったんですね、最初のころ。最初のこの事件が起こるころ、これはどちらの、エンデバーだか郵和だかわかりませんけれども、局長さんだったんですね。ですから、私は、余り処分にこだわるのは嫌なんですけれども、こういう責任、今回百七十二人処分したんですけれども、ここは長官が入っていないと思うんですけれども、どうなんですかね、自分が局長であったときにこういう事件を起こしていた、こういう責任感というのはないんでしょうか。

○足立政府参考人 私が近畿郵政局長に在任期間中に、いわゆるこの事件が起こっていた。当時、私は承知していなかったものでありますけれども、今にして思えば、当時知らなかったとはいえず、私の在任中にこういうことが潜伏していたわけでありまして、その点は大変遺憾に思っております。

ころであります。

○松崎委員 次に、またまた行ったり来たりして申しわけございませんが、渡し切り金の問題をもうちょっとやってみようと思います。

またまた出ましたね、東北郵政局が、この前、私は、七年で三億五千万と言ったんですが、二〇%の天引きというか、バックですね、いわゆる地域の局長さん、サービス向上対策費から出ているものでなければ、そのほかにも一億一千万裏金をつくっていたと、この前、十一月二日に読売で書かれましたね。何でこんなに東北ばかり出てくるのか。約一千四百万円、年間、千八百四十六局で八年間で一億一千万。これは販売促進費から、特定局長会を通つてあつせんするわけですね、業者を。それで八%のバックマージンを局長会がとって、これを裏金にして、いろいろな、選挙を含めた会に使つていたんじゃないか、そういう報道であります。このことは御存じなんでしょうか。

○足立政府参考人 昭和三十七年度以降、措置しているものでございます。

このサービス向上対策費といいますが、郵便局の所在地域の利用者の方々に対しまして、郵政事業のお知らせ活動の一環といたしまして、事業の現状あるいは事業に対する御理解を深めていただくといった説明会を開催する、また、意見をお聞きするなど、そういったことのために流しているものでございます。

○松崎委員 東北で特にこういう大きな問題になっているというのは、どうも、聞きますと、この向上対策費をつくった大物がお二人いらつしやると。つい最近まで郵政局長だった方ですか、平さんとか、それから、全特の副会長をやつていらした局長会の三浦会長さんとか、この辺の方が大変熱心にこのサービス向上対策費をつくられたと。年間五千万を特に東北が、これは特に東北だとは私は思いません、ほとんど全国でやられているのではないかと。ですから、しっかりと調査をと言っているわけでありまして。

販売促進物品の購入につきましては、強制されたということではなくて、個々の特定郵便局長がそれぞれ必要なものであるというふうな判断をして購入したものであれば、その限りでは問題はないと考えておりますが、現在、渡し切り費の調査を行っておりますので、問題となるような事例があるかどうかも含めて調査してまいりたいというふうに思っています。

○松崎委員 調査の項目が多くて大変だと思ひますけれども、しっかりとやっていたか。例えば、名古屋の方では七万円の自転車だとか、ほかの議員さんが聞いてきました。郵政のその業者を通すと、郵便局で使う自転車は七万円なんですってね。今はせいぜい高くとも二万円とかそんなものですよね。だから、さっき言った八%のマージンというのは、こういうところで。聞いてみますと、事務費だとか、そういう細かい品物だから、ついつい、来れば頼んじやうということ、これがマージンのもとになっているということ、ござ

います。

問題は、こういう裏金が、確認はしておりますけれども、きょうは東北の先生もいらつしやいますね、自民党の有力な東北の先生方に、政治資金パーティーとか地元事務所にも渡つてると、こんなことも言われておりますので、お氣をつけたいただきたい、そう思います。

それから、同じ日に、関西でも、また新聞で申しわけないですね、毎日が、近畿の特定局長会でも渡し切り費の裏金を、やはり物品購入の水増しの領収書をつくつていって。これ以上言つてもしやうがありませんけれども、全国的に、恒常的に行われているんだということも、私は今ここで確認をするわけでありまして。

この問題のサービス向上対策費というのは、いつころからやられたんでしょうか。

○足立政府参考人 昭和三十七年度以降、措置しているものでございます。

このサービス向上対策費といいますが、郵便局の所在地域の利用者の方々に対しまして、郵政事業のお知らせ活動の一環といたしまして、事業の現状あるいは事業に対する御理解を深めていただくといった説明会を開催する、また、意見をお聞きするなど、そういったことのために流しているものでございます。

○松崎委員 東北で特にこういう大きな問題になっているというのは、どうも、聞きますと、この向上対策費をつくった大物がお二人いらつしやると。つい最近まで郵政局長だった方ですか、平さんとか、それから、全特の副会長をやつていらした局長会の三浦会長さんとか、この辺の方が大変熱心にこのサービス向上対策費をつくられたと。年間五千万を特に東北が、これは特に東北だとは私は思いません、ほとんど全国でやられているのではないかと。ですから、しっかりと調査をと言っているわけでありまして。

ブロックごとに全特へ上納金があるんじゃないかという話もありますけれども、これも、もちろん民間団体だから知りませんという答えですか。

○足立政府参考人 今、本庁の首席監察官室から直接人を派遣し、また現地の監察局とも合同いたしまして、調査を進めているところでありますが、具体的には、渡し切り経費が適正に支給されているかどうかということ、まず私どもとしては見なければならぬというふうなことを考えております。

ただいま先生から御指摘がありました、特定局長会がどういふ活動をしているかということは、直接私どもの調査する対象ではございませんが、関連がある範囲でそのようなことも含めて、視野に入れて調査をしたいというふうに思っております。

○松崎委員 会計検査院さんにお聞きしますけれども、再三、これだけ話題になっておる渡し切り費なんですけれども、郵政省の方は認めておりませんけれども、随分たくさん疑念があるというふうな言われてます。しかも、水増しの領収、領収書がそろっていると会計検査院は通しちゃうのかもしれないけれども、これだけある疑惑を会計検査院としては取り組んで調査をされないんでしょうか。

○円谷会計検査院当局者 お答えいたします。渡し切り費につきましては、一件当たりの支給額が比較的少額だったということ、あるいは郵政監察局におきまして毎年、内部監査を実施しておるといふ状況がございましたので、検査院いたしましたし、重点的に今まで検査を実施してこなかったというのが実情でございます。

しかし、この使途につきましてさまざまな報道がなされたので、本年中の検査におきましては渡し切り費の運用の実態等を重点的に検査をいたしまして、その問題点等につきましては、現在、取りまとめをしているところでございます。

なお、今お話がございました東北特推連の問題につきましても、今事業庁と東北郵政監察局の方で調査をされているということでございますので、その調査結果を踏まえまして、本院としても検査の必要があるかどうかを検討したいというふう

うに考えております。

○松崎委員 来年からこの渡し切りがなくなってしまうそうでありますが、やはり今までの公金をしっかりと調べる。それから次は、多分、公杜化になるとどうなるんでしょうか、対象外になるかもしれないけれども、どちらにしても、科目が変わってもしっかりと調査をしていただきたい。

次に、郵政退職者東北連盟、これも新聞で出ましたね。これが二十年間無償で、郵政局の事務所をただで借りていた、これは事実でしょうか。

○足立政府参考人 郵政退職者東北連盟に東北郵政局の庁舎の一部を無償で使用させていたというのは事実でございます。

なお、この退職者連盟といえますのは、郵政事業の、例えば非常勤職員の確保とか繁忙時の業務応援、あるいはパソコン講習会の講師、それから職員が応募してまいります事業論文の審査、そういったことなど郵政事業に対して貢献する団体というところで、いわば庁舎管理の観点から、空きスペースの範囲で、事実上無償で使用をさせてきたところであります。

しかしながら、御指摘を受けてまして、最近のOB会の活動状況も見まして、今後、見直しの方向で検討したいというふうに思っております。

○松崎委員 他の局ではどうなんでしょう。ないんでしょうか。

○足立政府参考人 今回調べましたら、東北郵政局以外に東海郵政局及び九州郵政局において同種の事例がありました。したがって、先ほど申し上げましたような方向で、今後、見直してまいりたいというふうに考えております。

○松崎委員 済みません。時間が来ましたけれども、最後に財務省さん、国有財産法違反だと思

いますけれども、これは二十年前から今までですが、協議があったのか。それから、財務省としてはどういふ見解か。今後、調査の必要があるのではないかと思います。まとめてお答えをいただきたいと思

○松田政府参考人 お答えいたします。

本件についての協議あるいは通知ということでございますが、協議、通知は受けておりません。それから今後でございますが、本件につきましては、事実関係を十分調査の上、法令に基づき適切に対処してまいりたいと考えております。

○松崎委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。質疑の中で重複するところもありますけれども、よろしく願いしたいと思っております。

さて、私は、去る九月二十五日の本委員会における人事院勧告に対する質疑の際に、IT分野の不況を背景に七月の完全失業率が五・〇％に達したことを申し上げました。

その後の経済雇用情勢は、米国のテロ事件の影響などもありましてさらに極端に悪化し、九月の失業率はとうとう五・三％までに至ったところであります。サービス業の就業者数が前年に比べて七十一万人増加というプラスの面もあるわけであり

ますけれども、他の業種はほとんどマイナスであり、特に製造業は、中国へのシフト等による空洞化現象の産業構造変化の影響を直接こうむり、その就業者数の減少が特に大きく、前年に比べて六十五万人減少という非常に厳しい状況にあり

ます。また、最近の新聞報道によりますと、民間企業の多くの労働組合は、昨今の急激な企業環境の悪化を考慮し、労働時間の短縮などによるワーク

シェアリングの導入へ柔軟な対応姿勢を示し、総賃金の減少を容認し、雇用確保を優先させる方向に転換されつつあります。

このような状況の中で改めて公務員給与の問題について議論を行うことは、非常に大事だと思

た人事院勧告どおりに実施することが政府において十月五日に閣議決定されたこと聞いております。その内容は、ボーナスの削減等により三年連続のマイナス改定でありまして、景気の低迷で民間も苦しい中にあるのでありますから、一応妥当なものと考えられます。

ただ、自分が地元の人たちというふうにお話しするわけでありまして、民間の厳しさとは比べてまだまだ公務員は恵まれているのではないかと、そういうことを言われることが多いわけであり

ます。特に、給与改定の基礎となっている人事院の民間給与調査が民間の厳しい実情を必ずしも十分には反映していない、そういう声も多いわけであり

ます。これらを踏まえて、人事院に二点お聞きいたします。

まず、調査時点と給与改定のタイミングのずれについてであります。官民給与の比較は毎年四月時点で行われるのでありますけれども、給与法の改正は十一月となり、その後の民間の厳しい状況が十分に反映されていないのではないで

しょうか。

また、総務省の労働力調査によりますと、平成十二年の百人未満の雇用者数は二千五百八十五万人であり、就業者六千四百四十六万人の約四〇％を占め、雇用者総数五千三百五十六万人の約四八

％も占めるわけであります。民間調査はこの百人未満の中小企業が調査対象にはなっていないのでありますけれども、調査対象が大企業に偏っているのではないかと、こう思うところも

働者の賃金水準が一番変動するのは四月でございますので、その四月の時点で民間企業で働いている労働者の賃金水準を把握する。その把握するときには、いわゆるベースアップを行った企業の労働者よりも、ベースダウンをしたところとか、そのままの水準が維持されるということが決まったところ、あるいはまた、倒産した企業でも労働者に賃金を払っているようなところ、そういうところをすべて調査いたしまして、公務員の給与と比較しておるわけでございます。

その比較をするのが非常に精密な調査でございますので、どうしても報告するのが七月の末とか八月の初めになります。そして、その後、政府の方で検討されて、報告どおり実施するということが決定されるのが十月の初めか中旬ということになります。審議していただくのはこの時期ということですので、どうしてもずれるわけでございます。

したがって、かつて議論されましたのは、人事院の給与勧告があった、そして、衆参両院の委員会でも議論していただいて、いいだろうということになれば、人事院規則で決めていいじゃないかという議論までありましたけれども、やはり民主主義国家でございますので、勤務条件法定主義ということで法律で定めていただくということになります。この時期になるというのはやむを得ないかというふうに思います。

ただ、おっしゃるような変動というものを正確に把握して反映させていくことが必要でございます。私の方では、来年になりますけれども、その状況はしっかり把握して、来年のときにまた反映させてまいりたいというふうに思います。

その次に、小規模企業の話でございますけれども、今、先生がお話しになりました総務省の方の調査というのは、臨時職員も含まれておる、あるいは個人事業主というものも含まれておるということで、数字が若干異なるんじゃないかというふうに思います。ただ、技術的な問題になりますので、また私たちの方の職員が部屋にお伺いさせて

いただきます。御説明させていただきますというふうに思います。

小規模企業の話につきましては非常に難しい問題がございまして、私たちも調査をいたしましたけれども、中途採用者が多いとかあるいは賃金表がないとか、ひどい場合には賃金台帳もないということ、調査をいたしても、比較をすることができないので、私たちが、今後また時折調査いたしまして、公務員の給与に反映できるかどうかということも検討してまいりたいというふうに思います。

○黄川田委員 民間との格差は正が人事院勧告制度の基本でありますけれども、大変厳しいこの経済状況のもとで、わずかな差を埋めるために、一律に一時金という異例の手法までとって出す必要があるかという声の中にはあります。人事院には、さらに的確な対応を求めておきたいと思っております。

それでは次に、国家公務員の定員管理についてお尋ねしたいと思っております。

給与問題は、給与水準のほかに、職員の人数とあわせ、給与総額で見なければならぬと思っております。

行政機関職員定員法による国家公務員の定員の推移を過去十数年で見ますと、現業は約一八%減少しておりますけれども、非現業は約九%の減少にすぎないのであります。

これらも、民間のリストラの厳しい現実と比べればまだまだ甘いと思えますが、どうでしょうか。また、今後、国家公務員の定員を定年等の自然減以外に具体的によろしく削減していくことを政府として考えておられるのでしょうか。

○片山国務大臣 この定数削減問題ですが、これは、定数削減方針というのを政府が決めておりまして、昨年七月の閣議決定でございますけれども、政府全体として、府省再編後といえますことしの一月からですね、再編後の十年間で、二五%の純減を目指して定員削減に最大限努力す

る、ただし独立行政法人移行もその中にカウントする、こういうことでございます。

そこで、今、黄川田委員が言われた数字なんです、私どもの方で累計をとってみますと、過去十一年間で、非現業は九・〇%の純減、現業は四・六%なんです。十四年間をとりますと、非現業が一・九%の減、現業が一・四%の減、こういうことでございます。黄川田委員は九パーが非現業で一八パーが現業と言われましたけれども、私どもの方の一応の定数削減の累計によると、こういうことになっておりますので、ひとつ御参照していただきたいと思います。

○黄川田委員 この定員削減の中で、仕事の合理化が進まないで、単に残業だけがふえていくというふうなことがないように、どうぞ特段の取り組みをお願いしたいと思っております。

それでは次に、地方公務員の給与についてお尋ねしたいと思っております。

地方分権一括法が平成十二年の四月一日に施行されるなど、地方分権は大きく進められてきております。地方公共団体については、広域連携やあるいは町村合併など生き残りの時代であり、これまで以上に自覚を持って、自己責任、自己決定が求められていると思っております。それからまた、国と地方公共団体は対等あるいは協力の関係を基本とすべきだと思っております。

そこで、地方公務員の給与改定については、それぞれの地方公共団体で責任を持って決定するべきものであると考えますけれども、地方公務員の給与改定について、基本的な考え方についてお尋ねしたいと思っております。

○遠藤(和)副大臣 地方公共団体の公務員の給与ですけれども、これは原則的に自己決定できる仕組みになっております。すなわち、各地方公共団体の議会の議決による条例で決定する、こういうふうな仕組みになっております。

そして、地方公共団体の公務員の給与につきまして、これは地方公務員法第二十四条の趣旨にのっとりまして、国家公務員の給与を基準として

いただく、そして、当該地方公共団体の組織の規模とかあるいは地域の民間の賃金水準であるとか生計費等、地域の実情を踏まえまして決定をしていただく、こういう仕組みになっております。

十月五日でございますけれども、人事院勧告を受けまして閣議決定がございまして、国家公務員の給与の水準の決定があったわけですが、この日直ちに総務事務次官通知を全国の都道府県あるいは指定都市の市長さんに出しまして、人事院勧告の完全実施等と内容とする国家公務員の給与決定ができましたから、その趣旨に沿って国に準じて適正な取り扱いをしていただくように、地方公共団体に対して要請をしているところでございます。

今後、このような考え方に従って進めていきたいと思っております。

○黄川田委員 地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与を基準として、国の助言のもと、適正化の努力が図られてきているとは思いますが、それでも、国家公務員の給与水準との比較としてのラスパイルズ指数の推移と現状は、まずどのようになっているのでしょうか。あわせて、昨今の厳しい地方の経済情勢にかんがみ、地方公共団体の人事委員会の勧告状況はどのようなふうになっているのか。何か特徴的なものでもあるのでしょうか。

○板倉政府参考人 お答えいたします。

地方公務員の給与水準は、国家公務員を一〇〇といたした場合の全地方公共団体平均のラスパイルズ指数で見ますと、昭和四十九年に一一〇・六という高い値をピークといたしまして、昭和五十年以降二一六年連続で低下をしております。平成十二年四月一日現在では、一〇〇・七となっております。

また、地方公共団体におきます平成十三年の人事委員会の勧告についてでございますが、都道府県、政令指定市等に六十二の人事委員会がございまして、この人事委員会の勧告がすべて出そろっておりますが、主な内容といたしましては、国に準

地方公務員の給与制度の中では、国家公務員と同じように、成績がいい者には特別昇級ができるというわけでありまして、これは、一割から一割五分ぐらいの職員で優秀な者に特別昇級で一号なり二号なり上に行ける、こういう制度がありますし、また勤勉手当も、昔は〇・九から〇・四ぐらいまで上乘せができる、それが今回は一・二まで

○黄川田委員 この問題については、政府の公務員制度調査会においても、労使関係のあり方についてということでも今まで議論されてきたはずであります。そこで、調査会の課題である労使関係の

それでは次に、試験制度、人材育成制度の見直しについてお尋ねいたしたいと思います。

公務員制度改革の検討に当たっては、公務員にかなる役割を期待するかという視点が重要であると私は思っております。

それともう一つは、今、先生がお話しになりましたように、ロースクールというのが近々スタートするわけでございますので、それをにらみまして、公務員の世界に優秀な人間を誘致できるように、採用後の処遇とかあるいはまた育成ということについて、魅力のあるものを準備していかなければ

ればならないというふうに思います。

そういうことを今急いで院内で検討しておるわけでございますので、先生が御心配になるようなことを私たち自身もしっかり認識して検討してまいりますので、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

○黄川田委員 それでは最後に、公務員制度に関連いたしました、大使、公使など特別職の国家公務員の服務規程についてお聞きしたいと思っております。

昨今、外務省職員の不祥事が多数発生していることは、極めてゆゆしき事態であります。適切に調査し、服務義務違反が明確になれば厳正な処分を行うことは当然のことです。

これに関して若干懸念があるのは、在外公館の館長である大使などの取り扱いであります。これらの幹部職員は特別職の国家公務員であり、国家公務員法の規定の適用がなく、十分な責任を問えないのではないのでしょうか。そこで、これら特別職の公務員の服務規程を整備すべきだと私は思っておりますが、見解はいかがででしょうか。

○小町政府参考人 答えたいと思います。

ただいま先生御指摘の点でございますけれども、特命全権大使などの特別職の外務公務員につきましては、外務公務員法上第四条に基づきまして、服務の根本基準、法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止並びに秘密を守る義務に関する国家公務員法の諸規定が準用されております。さらに、特命全権大使及び特命全権公使につきましては、他の特別職の国家公務員と同様、官吏服務規律の適用があると解されております。

これに加えて、御指摘の、別途、特別職の外務公務員に適用される服務関連の規定を整備するか否かにつきましては、関係省庁とも協議いたしまして、その必要性につき、よく検討していきたいと思っております。

○黄川田委員 特別職には明治二十年の勅令である官吏服務規律が現在でも効力を持つというふう

に言われている現状であるようであります。

もう少し議論を深めて、この服務規律の関係、早急な対策をしていただきたいと思っております。要望であります。

以上で終わります。

○御法川委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章です。

三年連続マイナスの人事院勧告をそのまま給与法に反映したこの改正案は、認められるものではないということをもっと申し述べておきたいと思っております。

その上で、この人事院勧告、人事院の機能にもかかわる大変大きな問題として、公務員制度の改革問題について、私からもお聞きしたいと思っております。

六月二十九日に行政改革推進本部が公務員制度改革の基本設計を発表いたしました。十二月には大綱が発表される運びになっております。公務員制度改革というなら、絶対に避けて通ることができない基本問題が、労働基本権の回復問題だと思っております。総務大臣も、行政改革推進本部の副本部長でございますし、公務員制度の所管大臣でもございまして、ぜひ責任ある答弁をお願いしたいと思います。

この基本設計の中では、最後の第十の「改革に向けた今後の取組み」という項目の中で、「給与制度を始めとする勤務条件に関する制度改革の具体化に向けた更に詳細な検討を進めていく中で、引き続き労働基本権の制約の在り方との関係を十分検討する」という表現が出てまいります。これは、何をどう検討するのか、いつの段階で一定の結論を出すのか、十二月の大綱でこれを一定の結論を出すのか、その点をお聞かせください。

○西村政府参考人 答えたいと思います。

労働基本権制約のあり方につきましては、これが、給与制度を初めとする勤務条件に関する制度を具体的にどう改革していくかということが明らかになって議論ができるというものでございまして、今、制度の具体化に向けた検討を、勤務条

件と人事制度について検討しておるところでございます。これらとあわせて、基本権制約のあり方も検討をしていきたいと考えております。

これは、大変重要な問題であると認識しております。できるだけ早く結論を出せるよう努力していきたい。そして、スケジュールを定めました。年末に公務員制度改革大綱を策定したいと考えておりますので、これまではそれらも含めて結論を出したいと考えております。

○春名委員 十二月までにそれらを含めて結論を出したいということをおっしゃったので、そのことをしっかりと記憶しておきますが、検討の方向が問題なんですね。

これは大臣にもぜひ議論をしたいと思うのですが、労働基本権制約の代償措置として人事院勧告制度が今はいくらもなされているわけですね。ですから、検討の方向ということでは、労働基本権を回復し、人事院勧告制度は廃止する方向というのが一つ選択肢であります。二点目は、それとも現状の代償制度、人事院勧告制度をそのまま維持するというのもあります。二つに一つの選択の道しかないと思うのですが、総務大臣としては、これはどうお考えでしょうか。

○片山国務大臣 今の公務員制度は、釈迦に説法でよく御承知のとおりでございます。公務員としての地位の特殊性や職務の公共性から、人事院という代償機関を置いて基本権を制約しています。ね、団結権だけ認めて団体交渉権と争議権は認めない。現業はちよつと違いますけれどもね。私は、これはこれで一つのしっかりした考え方だ、こう思います。

そこで、これからの公務員制度ということでは、いろいろな議論が出ておまして、今の行政改革推進本部等で盛んに議論が行われております。その場合に、今の西村局長の話のように、給与を初めとする勤務条件に関する制度をどう設計するのか、それによって代償機能をどうするのか、こういう議論になるんではなからうかと私は思いますけれども、やはり私は、公務員、公務というよう

なことを考えると、ストレートの労働基本権を回復して、団体交渉あるいは争議を含めてということとは、全体の奉仕者としての公務員の立場からいうと、いかにかなという感じをやや持つております。もう少し給与と勤務条件等の制度改革の深まり、中身が具体化してこない今直ちに議論はできない、今の制度は今の制度として十分なる合理性がある、私はこういうふうな考えております。

○春名委員 では、人事院はこの点はどういうお考えか、勧告にも一定触れられていますけれども、一応聞いておきたいと思っております。

○中島政府特別補佐人 両方の意見があるだろうと思ひますし、それぞれについて国会の場を初め国民的な視野に立つて議論をしていただく、そして出た結論については、いづれにしても整合性の保たれたシステムというものが重要だというふうな考えております。

○春名委員 整合性が保たれたシステムが大事だということをおっしゃってられます。それで、改めてこの点を議論したいと思ひますのは、例えば先ほど事務局長が、勤務条件の具体的な検討にあわせて、それに連なつて労働基本権がどうなっていくのかというのが検討されるとおっしゃったと思うのです。この基本設計の中に、例えば信賞必罰、能力主義の人事管理を徹底するということがうたわれていて、そのかなめとなるのが能力等級制度というふうになっていきます。

この能力等級制度は、役職段階ごとに必要とされる能力の基準を示したもので、この能力基準を満たさない職員は下位の職務段階に降任するというシステムになるわけですが、そこで、この基本設計の三ページには、能力等級ごとの人員枠を設定するというのが明記をされている。一体、これはだれがどう設定するのでしょうか。

それから、「各府省の人員費予算は、各給与項目ごとに、明確な統一基準に基づく積算により設定する。」これも基本設計の四ページに明記されています。統一した基準はだれがどう設定するの

でしょう。文盲からそのまま読みますと、各府省の大臣としかとれないわけですが、これはどういふことになっているのでしょうか。

○西村府参事 答えたいします。

今回の公務員制度改革の考え方でございますけれども、組織、業務の実態に即した人事管理を徹底するということが、時々の政策課題の変化に対応して行政が機動的、弾力的な対応を行えるというようにする必要があります。そのためには、各府省みずからの判断と責任で人事、組織のマネジメントを行っていく必要があるというところでございまして。このような認識のもとに、六月に策定いたしました基本設計では、各府省が自主的に組織、人事制度を設計、運用できるとした上で、各府省の責任ある人事管理体制を確立するという考え方を示したところでございます。

お尋ねの、人員枠あるいは基準の設定をどのようにするかということでございますけれども、各府省ができる限り主体的に人事管理を行うことができるということが基本ではございますけれども、今の段階では、具体的にどのように設定するかということにつきましては検討をしているところでございます。今後さらに詰めてまいりたいと考えております。

○春名委員 だから私はちよつと不安なんです。総裁もいらつしやっていますけれども、現行の級別定数の査定という人事院の機能は、実態上その配分が給与の部内配分としての意味を持っているわけで、実質、労働基本権制約の代償機能としての役割を持っているわけですね。これを廃止するのはですね。もう非常に具体的なんです。これは廃止する。総人件費、総定員の枠内で各省大臣が組織、人事制度を設定する、運用するというシステムに変更していかうという基本方向が出ているわけですね。

そうすると、具体的に聞きますが、賃金決定については、労使関係の当事者である使用者側の意向によつて一方的に決定されていくということにこのシステムではなるのですけれども、そういう

ことでしょう。

○西村府参事 答えたいします。

基本的な考え方は、各省の責任ある人事管理体制の確立ということでございますけれども、当然、これらはばらばらであつてはいけません。必要にして、統一的な観点からの調整ということも必要なのでございます。

繰り返になりますが、これらを具体的に、だれがどのような形でということ、これからさらに検討を進めるということにしております。

○春名委員 どうも各大臣の権限に移っていく方向なんです。今の議論を聞いていても、給与水準を人事院が決めるという根幹を改変するという方向が見えるわけですね。

先ほど、勤務条件の検討の中で、人事院の機能も検討していく、労働基本権の制約問題を検討していくと言つたのですけれども、勤務条件の検討というのは、具体的に非常に狭い範囲でございまして、その先は人事院の機能を縮小するという方向が非常に見えるじゃないですか。もしそういう方向に進むのであれば、当然、労働基本権が回復されて、各省庁ごとの団体交渉で決着していくということにならざるを得ないと思うのです。今おつしやつていられる中身であれば。

だから、労働基本権を回復するという道にきちつと進んでいくのか、それとも代償機能としての人事院の勧告制度をきちつと守っていくのか、二つに一つの道しかないと思つておられる。原理原則だと思つておられる。ところが、それがなし崩し的に、人事院の機能は縮小していく方向、先ほど大出委員も質問してましたけれども、人事院の機能は縮小していく方向、労働基本権回復は先送り、しない方向。これは最悪のパターンになりますよ、こんなことをやったら。だから私は疑問を呈しているわけでありまして。

具体的な疑問ですから、総務大臣、これはどうでしょうね。

○片山国務大臣 今、西村局長のところでいろいろな検討をなされる過程ですから、考え方として、

私はいろいろな考え方があつてもいいと思ひます。しかし、公務員の勤務条件、給与が各省ばらばらで、労使の交渉の力関係と言つたら言葉が悪いかもしれぬけれども、労使の交渉で決まってくるのいいのかわかるか。

国民から見ると、ある省は高い、ある省は低い、これもおかしいので、だから考え方としては、今、やがて固定、硬直的な感じがあるとなれば、やはり各省庁の大臣の主体性というものをある程度考えやる、自由度を増してやるということはいいいのかもしれない。私は思ひますけれども、とにかく、全体としてその制度が国民から見ると納得できるような、また国民に我々の方から説明できるような制度でなければいけません。それは、今、西村局長のところで十分検討して、いい方向づけをしてもらえるものと私は考えております。また、私も副部長ですから、そういう場ではそういう意見を言おうと思つております。

○春名委員 原理原則として、公務員の場合は、五十二年間になりますか、五十三年、労働基本権が剥奪されてきたわけですね。そして、これは大きな課題になってきて、公務員制度改革というのであれば、この問題を決して避けて通ることはできないと思つておられる。

したがって、私、冒頭から御質問しているように、その代償機能として人事院の制度、人事院勧告の制度が今つくられてきている、これをきちつと残していくという道にするのか、それとも労働基本権を回復するという道に踏み出していくのか、この二つの道しかどう考えても改革の方向といたではないわけですね。しかし、今の議論を聞いていても、実態の中身は、各省大臣などの権限を強化する中身がずつと見えつつ、人事院の機能を縮小するという方向が非常に見え隠れしつつ、一方では労働基本権については不問に付しているような嫌いが非常にあつて、それではまずいですよ、それは間違つていふのじゃないかということ、私は言つておられるわけなんです。

大臣に改めてはつきりしておいてほしいと思う

のは、今、代償機能としての人事院勧告が、残念ながら三年連続のマイナス勧告も行うという状況になつていふ。公務員の側から見れば、労働者の側から見れば非常に矛盾がある。マイナス勧告という不利益な事態でも、ほとんど労働組合や労働者が口を出さずシステムがない。これを解決していく、労働基本権を回復するということは、ILOの基準から見ても、改革というならその中心になる大きな問題。こうしてこそ公務員自身が、ねらわれているかもしれないけれども、意欲や能力発揮ができる環境にも寄与していく、私はそういうふうになつていくと思うのです。それが基本的な憲法上の要請でもあります。

ですから、総務大臣としてはこの認識を持って、労働基本権回復という問題について、やはり真正面から取り組んでいく必要があると私は思うのです。大臣、この点いかがですか、認識を改めて問うておきたいと思ひます。

○片山国務大臣 三年連続のマイナス勧告というのは、これは今の仕組みが民間準拠ですから、人事院は実態をしつかり調べて、民間の実態を踏まえて勧告をするので、プラスのときだけが民間準拠でマイナスのときは民間はどうでもいい、官だけいい、これはいいじゃない、今の制度からいうと。それはしょうがない、こういうふうには思ひますが、言われるように、労働基本権と代償機能はパラレルな話でありますから、代償機能をだんだん弱めていくということなら労働基本権の方に議論は、私は納得できる議論だ、こういうふうには思ひます。

そこは、どちらをとるかというのはこれからいふ案をつくつて、最終的には国民の選択です、私はそういうふうには思つております。

○春名委員 次に、国家公務員の非常勤職員の問題についてお聞きします。

きょうは厚生労働省に、一つの例としてお聞きすることです。来ていただいております。

労働行政の出先機関で働く非常勤職員、主に相

談員ですが、現在の程度いらいしやいますか。
○金子政府参考人 相談員制度についてのお尋ねでございます。

現在、厚生労働省におきましては、多岐にわたる相談員制度が設けられております。具体的なものを、主なものがございますが、申し上げます……（春名委員「人数でいいですよ」と呼ぶ）そうですね。

各都道府県の労働局関係で総合労働相談員という方が五百七十二名、それから、主なものですが、公共職業安定所で職業相談員が一千七百八十二名、労働基準監督署におきまして労働保険相談員が六百八十名、社会保険事務所等におきまして社会保険相談員六百二十四名などとなっております。

○春名委員 全労働省労働組合が全国的な調査を行っております。非常勤職員である、特にこの相談員ですね、近年急激に増加をして、二〇〇一年度時点では約一万二千人強という数になっていくということが全国調査で明らかになっていきます。

職業安定所には、うち一万人近い相談員が配置されていきます。職員の指揮管理のもとで、失業者や求職者の職業相談に当たっているという仕事を取り組んでいて、相談員の人数的に一番多い勤務時間は、月十五日勤務というふうになっています。そして、今日の高失業率のもとで、職員と同様に八時半から十七時まで、職安を頼ってくる求職者との対応に追われている状況だということです。

しかも、組合の調査によりますと、約一五％が勤続五年以上、一年から五年未満が三七％、これを両方加えますと、一年以上の勤務が五割を超える、こういう状況です。

つまり、私が言いたいのは、月十五日ということを除けば常勤職員と同様の仕事を継続してやっている、こういう相談員の方が非常に多数に上っているということだと思ふんです。こういう実態は、これでいいでしょうか、御存じでしょうか。

○金子政府参考人 相談員の実態についてのこと

でございますが、今御指摘のございました公共職業安定所で委嘱をしております職業相談員につきましては、御指摘のように、適正な職業選択及び就職後における職場適応に關しまして、求職者や事業主に対します必要な援助等の業務を行っているところでございます。

○春名委員 もう一回お聞きしますが、こういう相談員には、ほぼ常勤と同じような仕事をしている多数の人がいらつしやるわけだが、通勤手当とか採用時の健康診断とか年一回の健康診断とか、常勤であれば当然のことなんでしょうが、そういうことが施されているでしょうか。

○金子政府参考人 相談員の勤務条件に關します御指摘かと思ひます。

まず、通勤手当、それから定期健康診断というお話でございましたが、各種の相談員につきましては、それぞれ処遇内容も制度によつて一律ではございません。ということで、相談員制度ごとにそれぞれ設けられておりまして、勤務条件等も異なっておりますが、全体総じて申し上げますと、制度的にいえば、その業務について委託を受けている関係、委託関係にあるということでございます。国との間にいわゆる使用従属関係はない、こういう立場に立つておりまして、そういう観点から、通勤手当の支給や健康診断につきましては、通勤手当を支給していないもの、あるいは健康診断を行っていないものが多いというふうに承知をしております。

○春名委員 そのとおりなんです。きょう私が議論をしたのは、これは一つの例なんですけれども、大臣、非常勤職員というのは、一般職の約五十万人の正職員がいらつしやる、非常勤職員すべての数でいけば二十二万人いらつしやるわけですね。かなり多いわけですよ。ところが、実際は、例えばこの相談員の制度に見られるように、月十五日間ということの日にちは除いたら、ほとんど常勤と同じような勤務をし、労働の内容をし、やっているわけですね、それは省庁によつて違ふと思うんですけれども。しかし、例えばこの相談

員であれば、委託契約という関係なので、国との雇用関係がないからということで、全然通勤手当もないんですよ、健康診断すらないんですよ。一年以上雇用されている人が五〇％を超えている。継続的に雇用されている人だけでも、健康診断もない、採用時の健康診断もしない、それから手当等々、いろいろな問題が、大きく後退しているといひますか、常勤よりも非常に劣悪である。その一つの例として相談員の制度のことを今聞いているんですけれども、こういう状況がある。

一点だけ、私はこれはすぐ改善してほしいということをお願いしておきたいと思ふんです。先ほど申し上げた、例えば健康診断の問題なんですけれども、確かに、労働安全衛生法では、常勤者に対して年一回が定められているわけですね。それに準じて人事院規則が定められていて、非常勤にはそれは適用されていないということになっているわけですね。

しかし、短時間労働者の雇用の改善等に関する法律がございまして、その法律の施行についてという通知には、八条関係の指針の説明でこうなっているんです。健康診断は、短時間労働者が常時使用する者に該当する場合には実施する必要がある、常時使用する者に該当する場合には短時間労働者でもやる必要があるというふうになつていまして、その常時使用する基準として二つあるわけですね。一つは、契約の更新により一年以上使用されることが予定されている者や労働契約の更新によつて一年以上引き続き使用されている者、

これが第一の基準です。第二の基準は、一週間の労働時間数が当該事業場において同じ業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間数の四分の三以上、一週間の常勤労働者の四分の三以上。これは、この二つの基準、要件を満たすものは常時使用という位置づけをして、定期的な健康診断はやらなきゃだめだという法律なんです。

そこで、例えばこの相談員、いろいろな相談員の方がいらつしやるので一律じゃないんですけれども、しかし、十五日間働き、そして一年以上契約され、雇用し、こういうふうになされている相談員などは当然こういう健康診断なんかは適用されるべきだと思ふんですよ。それなやかおかししいし、違法な行為になつていくとまで言つたらきついかもしれませんけれども、そういうことはすぐ改善してほしいんですよ。労働の最前線の現場を預かつている職場ですから、こういうことを調べて、すぐ改善するし、適用するというのが必要じゃないかと思ふんですよ。この点、どうでしょう。

○金子政府参考人 相談員の制度につきましては、先ほども申し上げましたように、基本的には委託関係にあるということでございまして、国との間に使用従属関係がない、こういうことでござい

ます。こうした制度的なことを前提としてやはり対応していかなざるを得ないわけでございますが、これまでも、相談員の処遇につきましては、謝金単価の改善等、従来から努力をしてきたところでございまして、今後とも、類似の制度等の改善状況を見ながら必要な改善に努めてまいりたいと思ひております。（春名委員「健康診断について」と呼ぶ）

健康診断につきましては、先ほども申し上げたように、一部では実施をしている相談員もおります。それぞれ必要な予算の中で実施をするということにならざるを得ないかと思ひておりますが、できるだけその改善に今後とも努力をして、検討していきたいと思ひております。

○春名委員 今度は総務省にお聞きします。

今、相談員の例を一つ挙げたわけなんです。大臣にも最後にお聞きしますのでお願いしたいんですが、千差万別なんですけれども、常勤者とはほとんど変わらない仕事を一年以上継続して実施している労働者も少なくないということなんです。これを一つの例として私は挙げたわけなんです。ところが、手当、賃金、社会保険、常勤者と大きな違いがあつて、劣悪な状態になつていくということ、はもう自明のことです。

今日の国家公務員の非常勤職員数、先ほど言いましたけれども、数は二十万人程度というふう聞いています。この非常勤職員の労働条件は人事院規則の一五一一五で示されているんですが、これは労基法に基づく最低限の労働条件であって、賃金、手当、一時金等の労働条件、処遇はすべて各省庁に任されている。

そこで、私は改めてお聞きをしておきたいと思っています。今、一つの例を私がつかんでお伝えしたわけですが、総務省は公務員制度の所管省でありますので、各省庁の非常勤職員の労働条件、またその処遇の実態、運用の実態はどれぐらいつかんでおられるのか、これをお答えいただきたいと思っています。

○大坪政府参考人 非常勤職員の処遇の問題でございますが、先生もう十分御承知のとおりでございます。いまして、例えば給与法におきましては各省が予算の範囲内で採用しろというふうになっておりますし、あとそれぞれの、今健康診断の話がありましたが、必要なものにつきましては人事院規則等が必要な定めがある状況でございます。

今先生御指摘の、総務省として全体的な実態について把握しているかという点につきましては、そういう意味におきまして、各省庁がどういうふうにするかというふうな、各省庁の事務事業の実態に応じて行われるものであるということにおきまして、実は、私どもの方で押さえておりますのは、省庁別の非常勤の職員数ということでございます。

○春名委員 最後に総務大臣に伺います。

今、人事・恩給局長がおっしゃったとおり、各省庁別の数だけつかんでいるんですね、数だけは。それだけなんです。私も聞いて、この質問の準備に当たっていろいろ教えてもらったんですが、なかなかわからないということで、こういう状況になっているわけなんです。

そこで、総務大臣にお願い、要請を含めて最後に答弁いただきたいんですが、これから二五％定員削減でしょう。正職員が削減をされていく。し

かし、行政への国民の期待は非常に大きくなって、業務もこれからふえていきます。そして、今私一つの例を挙げました、恒常的、基幹的な仕事についている非常勤も確実にふえてきています。したがって、非常勤職員の占める位置はますます重要にならざるを得ないと思うんです。

そこで、二点、総務大臣に要請として御答弁もいただきたいんですが、各省庁によって違う非常勤職員の処遇、労働条件などの実態をトータルにつかむ調査を実施していただきたいということがまず第一点。第二点は、きょう取り上げました例えば健康診断については、今私が述べた実態が限りなく違法に近い状況だと私は思いますので、そういう状況は直ちに是正する。相談員のことを言いましたので、厚生労働省とも相談していただきたい、実態を調べた上で改善させる。他の省庁はどうなっているのか、実態をつかみ改善させる。この点、ぜひ今後取り組んでいただきたいということとを総務大臣に強く要請したいと思っています。いかがでしょう。

○片山国務大臣 この非常勤職員というのは、答弁が既にありましたが、これは基本的には委託関係なんです。臨時的に、まあこういうことをお願いするというところで、いわゆる常勤職員の勤務形態と違いますし、各省庁が予算の範囲で、それぞれの判断でやれ、こういうことになっているんです。春名委員のいろいろな御心配はよくわかりますけれども、そういう意味で、これを統一的に調べて統一的に処遇するとか、健康診断をどうするかということは、私はなかなかないと思います。

それで、基本的には、これから定数削減計画でやっていきますけれども、それは、仕事を残して定数を減らすんじゃないんです。行政改革というのは、やはり公の仕事は減らすんですよ。仕事を減らすことによって人を減らすことにつながっていかないと、それは大変ですわね。だから、そのところは総合的に考えざるを得ない、こう思いますので、御要請は承りましたが、直ちに結構で

すと言えないのが私大変残念でございます。

○御法川委員長 春名君、時間でございますから。

○春名委員 もう時間が来まいというので終わりますが、統一した基準を設けなさいというのは難しいんです。ただ、その実態がどうなっているか、一端をきょう私は問題提起したので、そのことを頭に入れて、実態を調べるぐらいのことはまずやったらどうですかということをお願いしているわけでありまして。

以上で質問を終わります。

○御法川委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 質問も最後になるわけですが、最後になりますとどうしても質問が重複する部分があります。その点についてはお許しをいただきたいと思っています。

まず、人事院総裁に質問をいたします。公務員労働者の労働基本権制約の代償機関として、官民較差を精査され、勧告されたことについては、制度上当然のこととはいえず率直に評価したいと思っています。

そこで、昨今の経済情勢を見ると、景気はますます悪化し、失業率は五・三％、これまでにない高水準となっております。しかも、これにアメリカにおける十年ぶりのマイナス成長も重なる。雇用失業状況は、予断を許さないものになることが十分予想されるわけでありまして。こうした状況のもとで、人事院は民間給与の実態を適切に把握し、代償機能として課せられた役割を果たすべきものと私は考えますが、人事院としての決意を披露いただきたい。

○中島政府特別補佐人 先ほどから議論されておりますように、私たちの勧告機能というのは、労働三権が制約されておる、そのことに対する代償機能として人事院勧告を行っておるわけでございます。

この人事院勧告を行いますときに、従来から国家公務員法に規定されております情勢適応の原則というものはございまして、その情勢適応の原則というのは、長い間の積み重ねで、民間企業の

労働者の賃金水準というものに準拠して公務員の給与を決めていこうじゃないかということでございます。したがって、昨年の本委員会の附帯決議にもございまして、私たちは、民間企業の賃金というものを正確に把握いたしまして、それを公務員の給与水準に反映させるということを行ってきたわけでございます。ことしの勧告もそういう考えに基づいて行いました。来年についても、そういう考え方を基本的に堅持してまいりたいというふうに思います。

○重野委員 ところで、今回の勧告には、地域の民間給与をより反映したものとなるように、民間給与の実態把握、公務部門の給与配分のあり方について検討、こういう文言がございまして。そもそもこのような検討課題の設定は、現行公務員制度とは両立しないのではないかと疑問を私は持つものであります。その点で、この課題研究は慎重の上にも慎重を期すべきものであっていい、軽々な取り扱いは避けるべきものと私は考えています。

もう一点は、現下の民間と公務員の給与に関する相関関係を見ますと、民間の解雇、賃下げが公務員給与の抑制になる、それがまた民間の賃金の引き下げとなるあき下方循環過程に陥っているという認識を私は持つものであります。特に地方の中小企業では、その傾向は顕著となっております。この悪循環過程に公務員賃金が制度的に加わるということになりまして、我が国の賃金問題はある種泥沼状態ともなりかねない。それがもたらす影響は、全労働者のみならず、社会的給付水準にも影響をもたらすものであって、国民経済への影響ははかり知れないものがあると私は考えるんですが、総裁の見解、認識をお聞かせください。

○中島政府特別補佐人 まず第一番目の問題でございまして、いずれにいたしましても、国家公務員の給与というものは国民の税金に基づいて支払われているものでございまして、国民の声というものを謙虚に聞いていかなきゃならないだろうというふうに思います。

その国民の声を代表しておられるのがやはり国会議員さんだというふうに思いますが、その国会議員さんの声というものを聞いておきますと、地域によっては、公務員の給与というものがその地域の民間給与より高いんじゃないかという声や、やはり私たちのところに届いてまいります。そのときに、国家公務員のことを言っておられるのか、地方公務員のことを言っておられるのか、それとも特殊法人のことを言っておられるのか、実はよくわかりませんけれども、恐らく公的部門に働いておられるところのという意味だというふうに思います。

そこで、私たちは、その声を率直に今度の給与勧告の際の報告文に記したわけでございますが、そのときに、公務員の給与を決めるときに民間給与というものを把握する、その民間給与というものを把握するときにそれぞれの地域の民間企業の給与水準というものを正確に把握しているのかどうか。すなわち、このところ民間企業におきましても、かなり給与制度というものが改革されておりますし、それぞれの民間企業の中の組織あるいは事務執行体制というものが変わっておりますので、そういうところも含んだ上で民間企業の給与の実態というものをよく把握していこう。そして、最近、民間企業の中でも地域別の給与というものが議論されておりますので、そういう地域別の給与というものもよく考えていこうということでございます。

ただ、国家公務員の場合には都道府県の区域を越えて異動するというのがございますので、給与制度としてはやはり一本だろというふうに思います。そのときに、地域ごとの給与水準というものをどのように考えていくかというところで、現在、調整手当というのがございますけれども、その調整手当も含めまして、地域ごとの給与というものがあるべきかということをごこれから勉強していこうということでございます。

いずれにいたしましても、私たちは率直に問題を提起したわけですので、この問題を議

論するときには、各省の人事の責任者及び労働団体の意見というものもよく聞いて私たちは進めてまいりたいというふうに思います。

もう一つの、給与のあしき循環というんですか、下方循環というんですか、そういう話でございますが、私たちは、最初に御答弁させていただきまして、民間企業の給与の水準というものを把握して、それで勧告いたしておりますが、その勧告というものに基いて実施していただく、それがあしき下方循環ということになるというのは、ちよつと私たちの能力の範囲というか権限の範囲というものを越えた議論になりますので、仮にそういうことならば、それは政府でひとつ議論していただくという問題になろうかというふうに思いますけれども、そういうようなことが本当に実施をできるのかどうかということになります。と、かなり難しい問題かなという気がいたします。

○重野委員 この点に関して総務大臣にお伺いします。

地域の民間給与の実態を反映する、そのために制度のあり方を検討するということになれば、地方公務員給与にも重大な影響を与えることとなります。法制度上、国家公務員準拠となっているわけですが、一方では地方人事委員会による勧告制度が保障されていることも現実であります。一方では地方人事委員会による勧告制度が保障されている、また一方では、国家公務員にある種の地域制度が導入された場合、地域によっては地方公務員給与にキャップ制がかけられる、頭を押さえられる、そういうことも十分予想されるわけであります。同時に、そういう事態になれば、地方人事委員会制度の存在意義も否定されることになりかねない。

この点で、地方自治を預かる総務大臣として、地方自治の立場から、各省協議に当たって慎重にこの点は配慮、対処すべきものであると私は考えるのですが、大臣の所見をお聞かせします。

○片山国務大臣 地方公務員の給与は、基本的には国家公務員準拠です。ただ、それは当然、各

地方で地域性もある、地方団体の大きさもある、いろいろなことがありますから、そういうことはもちろんその中に加味しなければなりませんので、都道府県には御承知のように人事委員会がありまして、人事院と同じことをやっています。都道府県知事さんに勧告していますから、これはこれでもう独立した仕組みですから、人事院さんの方が地域的な給与水準を調べようが調べまいが、地方の方は地方の方で、都道府県の方は都道府県の方でやらせてもらうということです。

国家公務員としての給与の方で人事院はおやりになるので、我々の方は、我々というところかしいのでございますけれども、地方公務員の方は独立した仕組みでやる。ただ、それでは全く関係ないかという、それはあります。恐らく調査の対象も相当ダブると思いますので、だからそういうことは、事実上の扱いとしては連動するということはあるかもしれませんが、制度としては独立しておりますから、それによって影響を受けずに勧告し、勧告をどうするかを決定して給与水準を直していく、こういうことになろうかと思っております。

○重野委員 次に、公務員制度改革問題についてお聞かせします。

六月八日の内閣委員会に私出席させていただきました。公僕員制度改革の基本設計においてそれぞれの省庁が給与決定できるようにすると書かれていることに関連して、私は、そうした給与決定については労働団体と話し合いをするポジションはどこか、こういうふうにお伺いをしました。石原担当大臣は、各大臣と認識していると答弁をされました。そこで、この石原担当大臣の答弁に基づいて、幾つか具体的問題についてお伺いいたします。

まず一つは、基本設計の四ページにこのように書いております。「制度の適正な管理・運用」の部分で、各府省の人事費予算は、各給与項目ごとに、明確な統一基準により設定する、このように書いてございます。これは一体だれが決めるのかというのを私は思うのであります。六月八日

の石原担当大臣の答弁からすれば、これは当然労働団体との交渉対象となる、このように私は理解をするのですが、行革推進事務局の見解をお聞きいたします。

○西村政府参考人 お答えいたします。

基本設計のところで、四ページに、「明確な統一基準に基づく積算により設定する。」ということが書かれております。基本設計の基本的な考え方は、各府省が組織、業務の実態に即した人事管理を行えるということで、大臣が主体的責任を持って人事管理を行うような制度設計をしたいと考えておりますが、具体的にこれを検討していくに当たっては、各府省が主体的な人事管理を行うことによつて違いが出たり、あるいはいろいろな問題も生じますので、統一的なルール、また全体のバランスをとるということが必要でございます。そういう観点も踏まえまして、これを具体的にどういふような形で進めていくかということ、今検討をしておりますのでございます。

○重野委員 今私が聞いたのは、この問題について、労働団体との話し合いの対象となりや否やということをお聞かせしたのです。それについてお答えください。

○西村政府参考人 労働団体との交渉事項ということにつきましては、まさに基本のところの給与制度等勤務条件がどうなるかということとあわせて検討をしていく必要があるものだと思っております。今段階でこれについては各省大臣の交渉事項であるというようなことは決まっております。これから検討していくべきものと考えております。

○重野委員 今私が質問した内容も含めて、ひとつ検討していただきたい。

同様にもう一点お伺いしますが、同じく基本設計の十九ページ、「自主的な組織管理」の項で、「各府省ごとの課・室等の総数及び職責給総額の範囲内であれば」云々、こういう記述がございます。この職責給総額は一体だれが決めるのかという点の一つ。また、先ほど指摘したように、これも大

に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○御法川委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○御法川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○御法川委員長 この際、ただいま議決いたしました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、平林鴻三君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。松崎公昭君。

○松崎委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び社会民主党・市民連合の五会派を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び人事院は、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、勧告制度を尊重する基本姿勢を引き続き堅持するとともに、給与勧告機能を十分に発揮させ、公務員の適正な処遇を確保するよう努めること。以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○御法川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

た。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○御法川委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。片山総務大臣。

○片山総務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨に沿い、努力してまいりたいと存じます。

○御法川委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔報告書は附録に掲載〕

○御法川委員長 次に、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

地方税法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○片山総務大臣 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

証券市場の構造改革に資する観点から、個人住民税について、所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成十四年十二月三十一日までとするとともに、平成十五年一月一日以後に譲渡

する上場株式等について上場株式等の譲渡に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を創設するほか、所要の規定の整備を行う必要があります。

以上が、この法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

個人住民税につきまして、所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成十四年十二月三十一日までとするともに、上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について適用される税率を五％に引き下げるほか、上場株式等の譲渡により前年前三年以内に生じた譲渡損失の繰越控除制度を創設することとしております。

また、平成十五年から平成十七年までに所有期間が一年を超える上場株式等を譲渡した場合に、当該譲渡に係る譲渡所得等について適用される税率を三％に引き下げることにするほか、所有期間が一年を超える上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額から百万円を控除する特例の適用期限を平成十七年十二月三十一日まで延長することとしております。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○御法川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明七日本曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の二第二項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等(以下第四項まで)」を「第三十七条の十第三項に規定する株式等(以下本項及び次項において「株式等」という。)(の譲渡(証券取引法第二

条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下本項、次項及び第六項、次条第一項及び第二項並びに附則第三十五条の二の三第二項において同じ。))をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項)に改め、「を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」を削り、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」を「当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額」に、「本条」を「本項、次項及び第六項並びに次条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「当該株式等に係る譲渡所得等の基となる株式等の譲渡」を「株式等の譲渡が証券取引法第二十四条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式(租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する上場等

の日(以下本項において「上場等の日」という。))において同条第二項に規定する所有期間が三年を超えるものに限り」の譲渡(上場等の日以後一年以内に行われる譲渡)に、「株式の譲渡」を「証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限り」に改め、同条第六項中平成十五年三月三十一日を「平成十七年十二月三十一日」に、「上場株式等(以下本項において「上場株式等」を「上場特定株式等(以下本項において「上場特定株式等」に、「証券取引法第二十七条に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除くものとし、租税特別措置法第三十七条の十

第二項」を「同条第二項」に、「当該上場株式

等」を「当該上場特定株式等」に、「長期所有上場株式等」を「長期所有上場特定株式等」に改め、同条第八項中「規定する」を「定める」に改め、同条第十項中「第二百九十二条第一項第十三号」との下に、「附則第三十五条の二第二項」とあるのは「附則第三十五条の二第十項において準用する同条第一項」とを加える。

附則第三十五条の二の次に次の二条を加える。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十五条の二の二 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下本項及び次項並びに次条第二項において「上場株式等」という。)の譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下本項及び次項、次条第二項並びに附則第三十五条の三第四項において同じ。)のうち同法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡(次項の規定の適用を受けるものを除く。)による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下本項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第六項の規定により読み替えられた同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用

用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一・六に相当する額とする。

2 平成十六年度から平成十八年度までの各年度の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合において、当該上場株式等が同条第二項に規定する長期所有上場株式等(以下本項において「長期所有上場株式等」という。)であるときは、当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下本項及び第四項において「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、長期所有上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第六項の規定により読み替えられた同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一に相当する額とする。

3 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度の第四十五条の二第二項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限

り、適用する。

4 第二項の規定の適用を受ける長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

5 前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前条第九項の規定の適用については、同項第一号中「附則第三十五条の二第二項」とあるのは「附則第三十五条の二第二項(附則第三十五条の二の二第二項又は第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、同項第三号中「これらの規定」とあるのは「第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)」並びに第三十四条第一項及び第二項」と、あるのは、「とあるのは「あるのは」と、とする」とあるのは「と、同条第十二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は同条第二項の規定の適用を受ける同項に規定する長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を控除した残額、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。』とする。

7 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項前段」とあるのは「前条第十項において準用する同条第一項前段」と、同条第一項前段」とあるのは「同条第十項において準用する同条第一項前段」と、「第六項」と

あるのは「第七項において準用する第六項」と、同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三十四条」とあるのは「同条第十項において準用する同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三十四条の二」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、第二項中「前条第一項前段」とあるのは「前条第十項において準用する同条第一項前段」と、同条第一項前段」とあるのは「同条第十項において準用する同条第一項前段」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」と、同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三十四条」とあるのは「同条第十項において準用する同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三十四条の二」と、「百分の二」と、第三項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百七十七条の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百七十七条の三第一項」と、第四項中「前条第二項」とあるのは「前条第十項において準用する同条第二項」と、前項中「前条第九項」とあるのは「前条第十項において準用する同条第九項」と、「附則第三十五条の二第二項」とあるのは「同条第一項」と、「附則第三十五条の二の二第二項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第七項において準用する同条第一項」と、「第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)」並びに第三十四条第一項」とあるのは「第三百三十三条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)」並びに第三十四条第一項」と、「附則第三十五条の二第二項」とあるのは「附則第三十五条の二第二項」と、附則第三十五条の二の二第十項において準用する同条第二項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

第三十五条の二の三 道府県民税の所得割の納

税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（本項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第四項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第三十五条の二第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第一項から第八項まで及び前条第一項から第五項までの規定の適用については、附則第三十五条の二第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、前条第一項及び第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」とする。

4 第四十五条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の道府県民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができるとするに、この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の二の三第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに第一項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、同条第一項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、「第三百七条の二第四項」とあるのは「同条第七項において準用する同条第四項において準用する第三百七条の二第四項」と読み替えるものとする。

二第五項（同法第三十七条の十三第七項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の二の三第四項において準用する前条第四項」と、同条第一項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の二の三第四項において準用する前条第四項」とする。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百七条の二第二項」と、「附則第三十五条の二第一項後段」とあるのは「附則第三十五条の二第十項において準用する同条第一項後段」と、第二項中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第十項において準用する同条第一項」と、第三項中「附則第三十五条の二第一項から第八項まで」とあるのは「附則第三十五条の二第十項において準用する同条第一項から第八項まで」と、「前条第一項から第五項まで」とあるのは「前条第一項から第五項まで」と、「附則第三十五条の二第一項中」とあるのは「附則第三十五条の二第十項において準用する同条第一項中」と、「附則第三十五条の二の三第三項」とあるのは「附則第三十五条の二の三第三項において準用する同条第三項」と、附則第三十五条の二の三第七項において準用する同条第七項」とあるのは「前条第七項において準用する同条第七項」と、「次条第一項」とあるのは「次条第七項において準用する同条第一項」と、「同条第一項前段」とあるのは「同条第十項」と、「前条第一項前段」とあるのは「前条第十項」と、第四項中「第四十五

条の二第四項」とあるのは「第三百七条の二第四項」と、「附則第三十五条の二の三第二項」とあるのは「附則第三十五条の二の三第七項において準用する同条第二項」と、「第三百七条の二第四項」とあるのは「同条第七項において準用する同条第四項において準用する第三百七条の二第四項」と読み替える」とあるのは「読み替える」と、第五項中「第四十五條の三」とあるのは「第三百七条の三」と、「附則第三十五条の二の三第四項」とあるのは「附則第三十五条の二の三第七項において準用する同条第四項」と読み替えるものとする。

附則第三十五条の三第一項中「前条第一項」を「附則第三十五条の二第一項」に改め、同条第三項中「前条第一項後段」を「附則第三十五条の二第一項後段」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「附則第三十五条の二第一項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第三項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第一項から第五項までの規定の適用については、附則第三十五条の二第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第三十五条の二の二第一項及び第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」とする。

附則第三十五条の三第七項中「第三十七條の十三第八項」を「第三十七條の十三第七項において準用する同法第三十七條の十二の二第五項」に改め、同条第八項中「前条第一項」を「附則第三十五条の二第一項」に改め、同条第九項中「前条第二項」を「附則第三十五条の二第二項」に、「次条第八項」を「附則第三十五条の

「第八項」に改め、同条第十項中「規定は、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第十二項中「前条第一項」を「附則第三十五條の二第二項」に、「前条第十項」を「附則第三十五條の二第十項」に、「前条第一項後段」を「附則第三十五條の二第一項後段」に、「次条第三項」とあるのは「次条第三十二項において準用する同条第三項」を「第三十五條の二の二第一項から第五項まで」とあるのは「附則第三十五條の二の二第七項において準用する同条第三項から第五項まで」と、「附則第三十五條の二第一項中」とあるのは「附則第三十五條の二第十項において準用する同条第一項中」と、「附則第三十五條の三第三項」とあるのは「附則第三十五條の三第十二項において準用する同条第三項」と、「附則第三十五條の二の二第一項及び第二項」とあるのは「附則第三十五條の二の二第七項において準用する同条第一項及び第二項」と、「同条第一項前段」とあるのは「同条第十項」と、「前条第一項前段」とあるのは「前条第十項」に、「前条第二項」を「附則第三十五條の二第二項」に、「次条第八項」を「附則第三十五條の三第八項」に、「次条第十二項」を「附則第三十五條の三第十二項」に改める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第六項及び第七条第六項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第三十五

条の二の二の規定は、所得割の納税義務者が平成十五年一月一日以後に行う租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。次項において「改正後の租税特別措置法」という。）第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

2 新法附則第三十五條の二の三の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が平成十五年一月一日以後に行う改正後の租税特別措置法第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る新法附則第三十五條の二の三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額について適用する。

理 由

証券市場の構造改革に資する観点から、個人住民税について、所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成十四年十二月三十一日までとするとともに、平成十五年一月一日以後に譲渡をする上場株式等について上場株式等の譲渡に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を創設するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年十一月十三日印刷

平成十三年十一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

P